

第10期練馬区分別収集計画（令和5年度～令和9年度）

令和4年6月30日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造していくためには、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから脱却し循環型社会を形成していくことが必要であり、そのためには、区民・事業者・区がそれぞれの立場で責任や役割を認識し、取り組んでいくことが重要である。

本計画は、一般廃棄物の減量および資源の有効な利用の確保を図るため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づいて策定する容器包装廃棄物の分別収集計画であり、区民・事業者・区が取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、地域における容器包装廃棄物の減量に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進し、循環型社会の形成の実現を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向について、練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（以下「第4次計画」という。）の内容を踏まえて以下に示す。

- ごみの発生抑制・再使用の促進
- 多様な資源循環の推進
- 適正処理の推進
- 情報発信および参画・連携体制の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル（飲料、しょう油、みりん風調味料等）、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

なお、その他の紙製容器包装（菓子箱・包装紙等）については、古紙の一品目として回収しているが、雑誌・雑紙とあわせて回収量を集計しているため、それだけの回収量の把握は困難なことから、本計画に基づく分別収集の対象品目とはしない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t / 年）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	41,625	41,666	41,691	41,699	41,696

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

第4次計画に基づき、つぎの施策を推進する。

紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底

- ・パンフレットやホームページなど情報媒体の充実を図ります。
 - ・資源やごみの分別ルールの徹底のため、地域単位、集積所単位での青空集会の実施を継続し、資源・ごみの分別に関する知識を啓発します。
 - ・ごみとして排出される割合が高い紙類やびんの分別の徹底を図れるよう、回収方法を検討します。
 - ・分別していないごみは警告シールを貼付し、適正な分別区分での排出を促します。
- 集団回収事業への参加促進
- ・町会・自治会に加え、マンション管理組合等へも、集団回収への参加を呼びかけます。
 - ・集団回収を実施している団体に対して、作業用品の支給や貸出しを継続します。
- 広報・PR活動、環境学習の充実
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、つぎのとおり取組を進めます。
- ・リサイクルセンターや資源循環センターにおける3Rやごみ減量に関する学習会や講習会、見学会等の活動の充実を図ります。
 - ・小学校や保育園、幼稚園等において、ふれあい環境学習を行うとともに、こどもの森等でのイベントとも連携し、体験型学習の充実を図ります。また、小学生向けの環境学習用冊子「できることからはじめよう！」を引き続き活用します。
 - ・練馬区環境清掃推進連絡会との連携を図り、引き続き区内一斉清掃や施設見学、研修会等を実施します。
 - ・照姫まつりやねりまエコスタイルフェア、地区祭などのイベントにおいて、分別ルールの周知徹底を図るため、引き続き情報を分かりやすく提供していきます。また、転入者の多い時期には、臨時窓口の開設やパネル展示等を検討します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

第4次計画に基づき、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類および分別の区分をつぎのとおり定める。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分				
スチール製容器	缶				
アルミ製容器					
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="209 604 352 741" rowspan="3">ガラス製 容器</td> <td data-bbox="352 604 898 654">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 654 898 703">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 703 898 741">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	ガラス製 容器	無色のガラス製容器	茶色のガラス製容器	その他のガラス製容器	びん
ガラス製 容器		無色のガラス製容器			
		茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）	紙パック				
段ボール	ダンボール				
ペットボトル（飲料またはしょう油等）	ペットボトル				
その他プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック				

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t / 年）

項目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	引渡	独自								
スチール製容器	1,201		1,202		1,203		1,203		1,203	
アルミ製容器	1,097		1,099		1,099		1,099		1,099	
無色のガラス製容器	2,183		2,185		2,187		2,187		2,187	
	0	2,183	0	2,185	0	2,187	0	2,187	0	2,187
茶色のガラス製容器	1,124		1,125		1,126		1,126		1,126	
	0	1,124	0	1,125	0	1,126	0	1,126	0	1,126
その他のガラス製容器	2,009		2,011		2,012		2,012		2,012	
	0	2,009	0	2,011	0	2,012	0	2,012	0	2,012
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）	36		36		36		36		36	
段ボール	10,007		10,016		10,023		10,024		10,024	
ペットボトル	2,683		2,686		2,687		2,688		2,688	
	805	1,878	806	1,880	806	1,881	806	1,882	806	1,882
その他プラスチック製容器包装	5,037		5,042		5,045		5,046		5,045	
	4,987	50	4,992	50	4,995	50	4,996	50	4,995	50

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物等における収集実績の経年変化および人口変動率を踏まえて算出した。なお、人口変動率については、第4次計画の人口予測に基づき算出した。

（単位：人 / 年）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口推計	736,947	737,658	738,093	738,258	738,195

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階
スチール製容器	缶	委託業者による 定期回収 住民団体による 集団回収	民間業者
アルミ製容器			
ガラス製 容器	びん	委託業者による 定期回収 住民団体による 集団回収	
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）	紙パック	委託業者による 定期回収 住民団体による 集団回収	民間業者
段ボール	ダンボール	委託業者による 定期回収 住民団体による 集団回収	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期回収	民間業者
その他プラスチック製容器包装	容器包装プラス チック	委託業者による 定期回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	2t 平ボディ車	民間業者	
アルミ製容器					
ガラス製 容器	びん	プラスチック コンテナ	2t 平ボディ車	民間業者	
					無色のガラス製容器
					茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）	紙パック	ひも等で縛る	2t 平ボディ車	民間業者	
段ボール	ダンボール	ひも等で縛る	2t パッカー車	民間業者	
ペットボトル	ペットボトル	再生PET樹脂 製回収袋	2t パッカー車	民間業者	
その他プラスチック製容器包装	容器包装プラス チック	透明または 半透明の袋 収納容器	2t パッカー車	民間業者	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

第4次計画における達成効果

施策体系に示した取組により、区民1人1日あたりのごみ収集量の削減と、リサイクル率の向上を達成する。

○令和8年度の指標

【区民1人1日あたりのごみ収集量】443g

【リサイクル率】25.2%以上

練馬区循環型社会推進会議

リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項を審議するため、区長の附属機関として練馬区循環型社会推進会議を設置している。

区民・事業者・区の三者の役割と責任を明確にしながら、循環型社会の実現をめざしていく。